

発議第1号

米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書

4月28日から行方不明になっていた沖縄県うるま市在住の20才の女性が、5月19日恩納村の雑木林で遺体となつて発見された。県警は同日、死体遺棄の容疑で、嘉手納基地で働く元海兵隊員で米軍属の男を緊急逮捕した。その後、容疑者は暴行や殺害についても供述しているという報道があった。

今回の事件は、将来に夢を抱く若い女性の尊い命を奪うというきわめて残虐で凶悪な事件であり、親族や友人、関係者、さらに市民、県民、国民に大きな衝撃と不安を与えるとともに深い悲しみと怒りの声が広がっている。

沖縄県民は、戦後70年を経た今もなお、基地があるがゆえに多くの犠牲と過重な負担を強いられており、今年3月にも米軍人による女性暴行事件が那覇市で発生したばかりである。

本市議会は、2008年に起きた少女暴行事件の際にも、日米両政府に対して再発防止策と綱紀粛正を申し入れてきたにもかかわらず、またしても、このような一般市民が犠牲となる凶悪事件が発生したことは断じて許せるものではなく、憤りを禁じえない。

日米両政府は、こうした凶悪な事件が戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を重く受け止め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性ある抜本的な対策を講じるべきである。

よって、当市議会は、国民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による女性死体遺棄事件に関し、厳重に抗議するとともに、下記の事項を早急に実現されるよう強く要求する。

記

一 日米両政府は、米軍人・軍属等の綱紀粛正と人権教育を徹底的に図るとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。